

令和5年3月1日改定

定 款

社会福祉法人
朝日新聞厚生文化事業団

社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団定款

目 次

第1章	総 則	3
第2章	評議員	4
第3章	評議員会	4
第4章	役員及び職員	6
第5章	理事会	7
第6章	資産及び会計	9
第7章	公益を目的とする事業	11
第8章	解散	11
第9章	定款の変更	12
第10章	公告の方法その他	12

社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

〔第二種社会福祉事業〕

- (1) 児童の福祉の増進について助成する事業
- (2) 母子の福祉の増進について助成する事業
- (3) 高齢者の福祉の増進について助成する事業
- (4) 障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の福祉の増進について助成する事業
- (5) 社会福祉に関する各種団体との連絡事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都中央区に置く。

2. 前項のほか、従たる事務所を次のように置く。

- (1) 大阪府大阪市北区

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選出及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員1名、事務局員1名の合計3名で構成する。

3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 臨時の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (6) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (7) 公益事業に関する重要な事項
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その都度評議員会の互選で定める。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出した2名は、前項の議事録に署名する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名

(2) 監事2名

2 理事の1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 19 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

2 . 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 . 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 . 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 2 4 条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 2 5 条 この法人に、職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会において選任及び解任する。
- 3 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 2 6 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 2 7 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 2 8 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 2 9 条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第 3 0 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに

限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議の述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 預金または国債3億円

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

1. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めがあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 40 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 災害救護事業

(2) 乳幼児の育児相談、保健・公衆衛生の普及発達を図るための検診及び表彰、奨励並びに講習会、研究会の開催

(3) 青少年健全育成のための事業

(4) 厚生文化の向上発達を図るための事業

(5) 本団の目的達成のための啓発宣伝、援助並びに研究調査

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第 42 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 8 章 解散

(解散)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 4 4 条 解散 (合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 4 5 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可 (社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。) を受けなければならない。

2 . 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 1 0 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 6 条 この法人の公告は、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 7 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付則

昭和 2 7 年 5 月 2 0 日付の厚生省東社第 3 4 1 号で認可を受けた社会福祉法人朝日新聞東京厚生文化事業団設立当初の役員氏名は次のとおり。

理事長 信夫韓一郎

常務理事 遠山孝

理事 永井大三、山本地榮、笠信太郎、徳山繁大、神戸岩男、矢島八洲夫

監事 吉田太郎、横田武夫

〔備考〕

- 1．昭和27年5月20日組織変更、社会福祉法人認可
- 2．昭和27年10月8日定款変更（事業目的と「文化」の名称追加）
- 3．昭和28年10月12日定款変更（資産総額変更）
- 4．昭和29年12月2日定款変更（＃）
- 5．昭和30年9月13日定款変更（資産総額変更、理事8名を9名に）
- 6．昭和31年10月11日定款変更（資産総額変更）
- 7．昭和32年6月15日（＃）
- 8．昭和33年10月9日定款変更（理事9名を10名に、法改正により資産総額表示の条項を削除）
- 9．昭和40年6月29日定款変更（理事10名を13名に、事業目的のうち引揚者救護事業を削除）
- 10．昭和41年6月7日定款変更（朝日臨海福祉センター設置の事業追加と同センター土地建物を基本財産に追加）
- 11．昭和43年7月10日定款変更（センター建物表示の変更）
- 12．昭和50年8月8日定款変更（住居表示変更と租税特別措置法適用のための役員適格条項変更など）
- 13．昭和51年11月5日定款変更（基金増額と厚生省通達に基づく監事適格条項と定款変更手続きなど）
- 14．昭和51年12月21日定款変更（副理事長新設のための条項追加）
- 15．昭和55年1月21日定款変更（基本財産増額）
- 16．昭和56年3月23日所在地変更
- 17．平成2年12月17日定款変更（事業目的の無料法律相談を削除、高齢者救護助成を追加、評議員会の新設と理事定数削減、基本財産増額など）
- 18．平成4年1月22日定款変更（事業目的の巡回無料診療を削除、基本財産を増額）
- 19．平成5年1月18日定款変更（厚生省の通達により総則の目的部分を改正）
- 20．平成7年6月12日定款変更（厚生省の通達により理事会、監事監査、評議員会の各規定について部分改正、取得土地を基本財産へ）
- 21．平成10年6月10日定款変更（厚生省の通達により監事による監査、決算、会計処理規定の一部改定）
- 22．平成12年6月19日定款変更（事業目的の児童厚生施設朝日臨海福祉センターの設置経営を閉館により削除、評議員会の権限の一部削除、資産の区分で朝日臨海福祉センターを基本財産から除却、土地の合筆登記による表記の変更など）
- 23．平成12年12月27日定款変更（吸収合併による目的、名称、理事、監事、評議員の定数、資産などの変更）
- 24．平成13年4月1日合併。名称変更（東京厚生文化事業団に大阪、西部、名古屋厚

生文化事業団を吸収合併、名称を朝日新聞厚生文化事業団に変更)

25. 平成15年3月10日定款変更(社会福祉法の施行に伴い改正された定款準則に基づく変更、基本財産〔預金〕の増額、基本財産〔土地〕の表記変更、社会保険小倉記念病院附属看護学校の閉校〔廃校〕、省庁再編に伴う厚生省及び厚生大臣の名称変更、副理事長職の廃止に伴う字句抹消、条項整理など)

26. 平成15年10月16日定款変更(西部事務所の所在地変更、基本財産〔土地〕の処分に伴う字句抹消)

27. 平成16年12月9日定款変更(公益事業の社会保険小倉記念病院の経営受託の解約に伴う字句抹消、理事、評議員の定数削減など)

28. 平成21年3月31日定款変更(理事、評議員の定数削減、条文変更など)

29. 平成24年10月16日定款変更(事務局長の任免を理事会同意事項に変更、基本財産の構成に国債を追加)

30. 平成25年4月23日定款変更(大阪事務所の所在地変更)

31. 平成29年2月1日定款変更(西部事務所の所在地変更)

32. 平成29年4月1日定款変更(社会福祉法の一部改正に伴う定款令に基づく変更)

33. 令和5年1月20日定款変更(名古屋事務所の閉鎖に伴う字句抹消)

34. 令和5年3月1日定款変更(西部事務所の閉鎖に伴う字句抹消)